

## ■ 事業者の一般原則

指定障がい福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（以下、個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障がい福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障がい福祉サービスを提供しなければならない。

## ■ 個別支援計画とは①

- 利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、サービス提供する上での留意事項等を記載した書面である。
- また、個別支援計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況などの評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。
- アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思決定をすることに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断応力等について丁寧に把握しなければならない。

## ■ 個別支援計画とは②

- 事業所の管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする 것과されている。
- 相談支援専門員等が作成するサービス等利用計画に基づき、各事業所で作成する必要がある。

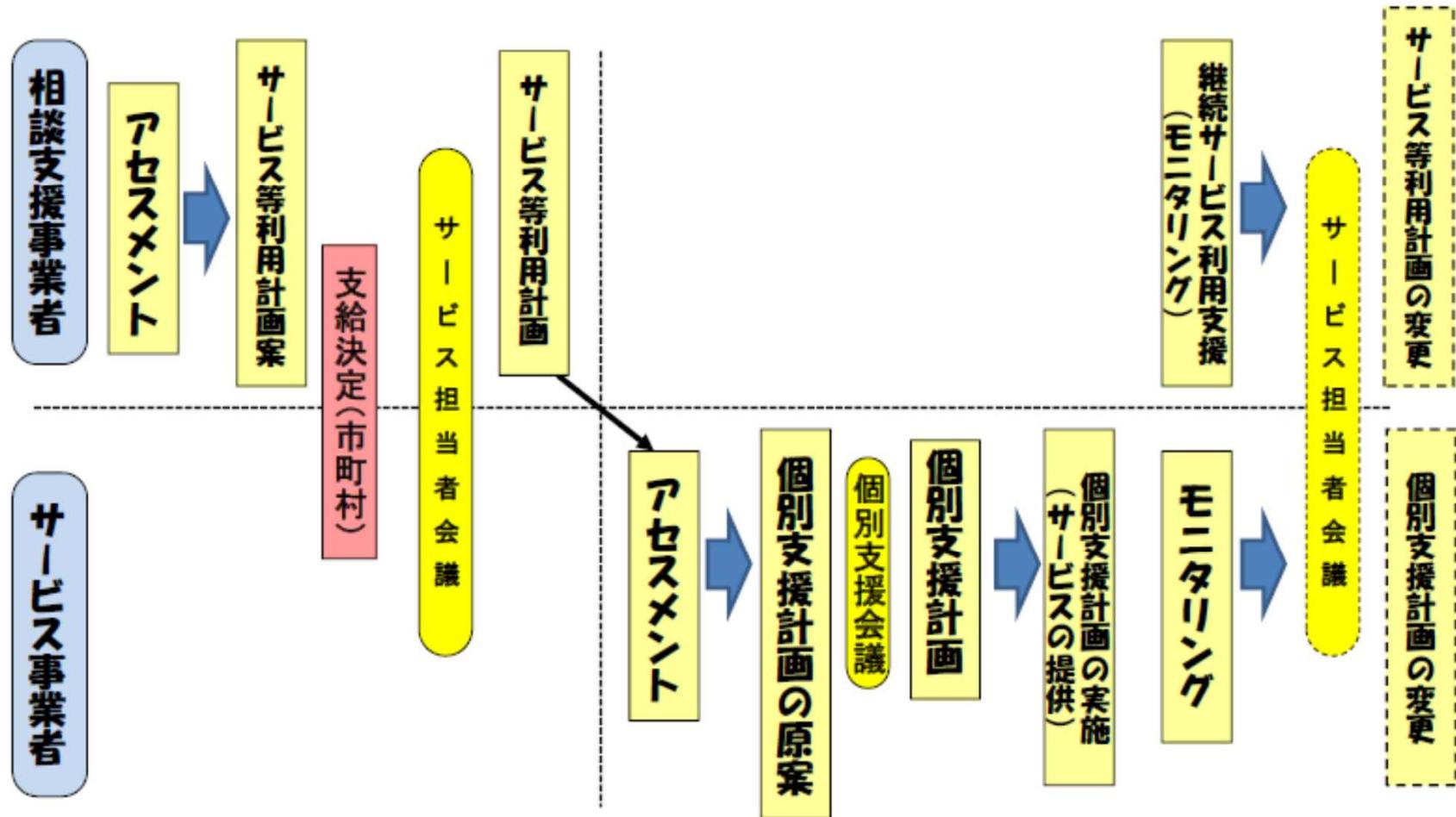
# ■ 個別支援計画の作成について

## 個別支援計画作成の流れ

- ① サービス管理責任者が利用者に面接してアセスメントを実施
- ② 個別支援計画の原案を作成
- ③ 個別支援計画の作成に係る会議
- ④ 利用者又は家族に対して説明、文書により利用者の同意を得る
- ⑤ 利用者及び相談支援事業者に個別支援計画を交付
- ⑥ サービス提供開始
- ⑦ 定期的な面接によるモニタリング
- ⑧ 定期的な計画の見直し(必要に応じ計画変更)

新

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



## ■ 個別支援計画見直しの頻度（定めがある事業）

- 少なくとも3か月に1回以上

就労移行支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、自立生活援助

- 少なくとも6か月に1回以上

療養介護、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助、障害者支援施設、児童発達支援、福祉型児童発達支援センター、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設

## ■個別支援計画作成時の注意事項

- ①原案や計画作成に係る会議等の記録を残す
- ②利用者の同意を得る
- ③サービス管理責任者が作成すること
- ④計画に位置付けが必要な加算を算定する場合は忘れずに記載すること

## ■令和6年度改定事項

(障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を除く全サービス)

個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向を確認すること。

## ■個別支援計画未作成の場合①

○個別支援計画未作成減算が適用される

減算が適用される月から3月未満の月

→所定単位数の100分の70

減算が適用される月から連続して3月以上の月

→所定単位数の100分の50

○具体的取扱い

次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算する。

(一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。

(二) 基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

# ■居宅介護計画の作成について

## 居宅介護計画作成の流れ(訪問系)

- ①利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにする(アセスメント)
- ②具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成
- ③利用者及びその同居の家族に説明し、当該居宅介護計画を交付する
- ④居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う

## ■居宅介護計画作成時の注意事項

- 居宅介護を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき報酬算定する。
- 当初定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合は、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行う必要がある。

## ■生活介護計画作成時の注意事項

- 生活介護サービス費の基本報酬については、障害支援区分、利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。サービス提供時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、個別支援計画に定めた標準的な時間に基づき算定される。
  - ※障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等については、一定の配慮を設ける。
- 個別支援計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合は、見直しを検討すること。

## ■児童発達支援計画および放課後等デイサービス計画作成時の注意事項

- 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価を行う観点から、支援時間に応じた時間区分が創設された。「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置づけられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間(個別支援計画において定めた提供時間)とする。
- 個別支援計画に位置づけられたサービス提供時間が、現にサービスの提供に要した時間と合致しないことが常態化している場合は、速やかに見直しを行うこと。
- 適切なアセスメントの実施と子どもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、支援において5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、個別支援計画において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。